

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：35308

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380449

研究課題名(和文) 民国期中国における市場秩序の形成と各種経済組織の貢献

研究課題名(英文) Market order in the Republic of China era and the role of economic organizations

研究代表者

濱島 敦博 (HAMASHIMA, ATSUHIRO)

吉備国際大学・地域創成農学部・准教授

研究者番号：70581528

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、民国期初期の中国において、総商会などの経済組織が市場秩序の形成において果たした役割を資料に基づいて明らかにし、近代中国における市場秩序の形成過程を考察することを目的としている。商事紛糾を巡って、紛糾当事者、商会、司法機関等の関係者間でやり取りされた文書、書簡等の資料から、紛争解決過程における総商会の機能を分析し、総商会による紛争解決機能が持つ意義を経済学的に考察した。総商会が提供する紛糾解決サービスには取引費用を引き下げる機能があり、近代中国の市場秩序が多様な組織が関与することによって形成されていたことがわかる。

研究成果の概要(英文)：This study aims to clarify the role of economic organizations such as General Chamber of Commerce (GCC) in the formation of market order in the early Republic of China era and to consider the process of forming market order in modern China. It analyzed the functions of the GCC in the process of commercial dispute resolution from the collected data and documents and examined the significance of dispute resolution function by the GCC. Dispute resolution service provided by the GCC has a function to lower transaction cost, and it turns out that the market order of modern China was formed by the involvement of various organizations.

研究分野：経済史

キーワード：市場秩序 商会 商事紛糾 制度

## 1. 研究開始当初の背景

市場経済の形成において、制度の役割に注目する「歴史制度分析」ないし、「比較制度分析」の領域では、取引相手の裏切り行為を抑制し、市場取引を保証する制度の形成が、市場取引の効率性が、高め、経済成長に大きく寄与することが指摘されている。現代中国経済研究や中国経済史研究の領域においても、「市場秩序論」として、市場経済を補完する各種制度が中国においてどのように整備されてきたか（または整備されなかったか）という点が議論されている。

中華民国成立後、各地に設立された商工会議所である「商会」に、商事仲裁機関として「商事公断処」が設置され、商事紛糾の解決・仲裁機能が商会に委ねられることになった。商事公断処は、当時の司法・行政等の公的機関から商事紛糾の解決を委託されており、商業帳簿の調査業務等を通じて、公的機関よりも時間的・金銭的に少ない費用で商事紛糾を解決し、有効な取引制度として機能していた。

この商事公断処制度による商事紛糾の解決（仲裁）には、他の経済組織や公的機関とのネットワークや協力関係が不可欠であった。紛糾が発生した場合、紛糾当事者が司法機関に訴訟を起こすケースもあり、司法機関との連携は不可欠であった。また、商事公断処が仲裁できないと判断した案件は、同業・同郷組織などの他の組織に委託されていた。商事公断処制度は、中華民国成立と前後して導入されており、当時においても、経済制度の近代化政策の「産物」として認識されていたが、実際には、同業・同郷組織等の伝統的組織との協力関係も機能していたことが仮説的に想定される。

従って、中華民国期中国における取引制度の全体像を描き出すためには、中華民国初期に新たに導入された商会商事公断処制度を対象とした研究のみでは不十分であり、商事公断処以外の経済組織や公的機関が果たした役割を明らかにする必要がある。

以上をふまえ、総商会による商事紛糾の解決過程において、商会と商会以外の経済組織や公的機関との協力関係に着目し、その作用を明らかにする必要性を強く認識し、本研究の着想に至った。

## 2. 研究の目的

本研究は、1910年代から40年代までの中華民国期中国を舞台に、商工会議所（「商会」）や同業・同郷組織（「公所・会館」）等の経済組織が、当時の市場経済システム、または「市場秩序」の形成において果たした役割を考察することを目的としている。特に、商事紛糾の解決過程（調停・仲裁過程）における各種経済組織間の協力関係やネットワークに焦点を当てることにより、取引を保証

する公的制度が未整備であったがために取引費用の高かった近代中国において、当時の各種経済組織が、どのように取引費用を引き下げ、市場経済システムの形成に関わっていたかを明らかにする。実際の作業としては、各種経済組織による商事紛糾の仲裁事例に関する資料を収集し、その仲裁過程において、それぞれの経済組織が果たした役割や他組織との協力関係を分析し、それらの持つ意義について考察する。

## 3. 研究の方法

国内及び現地（中国）にて資料収集調査を行い、収集した各種資料を分析した。主たる資料は、1910年代～1920年代における総商会の内部文書、商事紛糾に関して総商会と紛争当事者、各種公的機関との間でやり取りされた連絡文書、当時の各種商業雑誌等である。国外の資料所蔵機関は、主に、青島市档案馆である。

## 4. 研究成果

(1) 本研究では、青島市档案馆にて所蔵されている総商会資料、特に、商事紛糾の解決事例に関する資料を収集、分析し、総商会が多種のステークホルダーを調整しながら、商事紛糾の解決の過程を明らかにし、総商会による商事解決機能が与える市場秩序形成への影響について考察した。

特に、1923年に発生した大型商号（増興隆）の破産案件を事例とし、商会が各関係者（債権者、債務者、他地域の総商会、司法機関、警察機関等）との間でやり取りした連絡文書を収集し、1927年の紛糾解決に至るまでの具体的プロセスを把握し、市場秩序の形成について考察した。

(2) 58家にもよる増興隆の債権者は総商会に対し、債権回収など増興隆倒産に起因する紛糾を適切に解決するため、「清理処」の設置を求め、商会はそれに応じ、清理処を通じ増興隆債務の清算を図ることになる。清理処は、増興隆に債権回収を希望する場合は同処まで申し出るように新聞広告などで広く呼びかけ、申し出た債権者には、債権の証書と帳簿の提出を求めた。商会の商事紛糾の解決において、帳簿の精査は、上海総商会の商事公断処の紛糾解決過程でも同様に重視されており、商事紛糾が発生した際に帳簿に基づいて判断し、解決を図ることは、当時の商習慣として普遍的なプロセスであったことが確認できる。

増興隆への債権者には、遠隔地の商人や企業も含まれていたが、その処理については、各地の総商会を通じて調整していた。例えば、上海の大手の伝統的金融機関の銭荘である恆祥同、同和泰などは、上海の総商会を通じて債権回収を主張し、清理処が立ち上がる前に、既に、上海総商会から青島総商会宛てに、上海総商会の会員の債権の回収依頼が送ら

れて来ている。

増興隆が保有していた資産の確認及び差し押さえ・回収も清理処の重要な作業であった。増興隆が保有する債権(貸付金や売掛金)については、増興隆が支払い義務のある者に対して、支払いを督促する文書を盛んに発した。支払い義務のある者が遠隔地にある場合には、清理処が各地の商會に協力を要請し、青島から人員を派遣して債権を回収し、回収した債権を債務処理に充当するなどしていた。青島や上海など商埠においては債権・債務関係が広域にわたっていたことが予想され、紛糾が発生した場合には、総商會のネットワークがその解決に貢献していたことが分かる。

(3) 一方、債権者の中には総商會に対し解決を求めるのと同時に、司法機關(青島地方審判庁)にも訴え出る商人・企業もいた。審判庁は、帳簿の提出を総商會に求めるが、清理処にとっても債権・債務関係の整理には帳簿の精査が必須であり、司法機關の要求に対し帳簿の管理・調査の権利を主張する。最終的には、帳簿の管理及びその調査は清理処に委託され、紛糾解決は清理処に任されることになる。

また、債権者の中には新式の銀行(山東銀行、明華銀行など)も含まれ、それらの銀行は、増興隆への融資の際に不動産を担保として設定していた。新式の銀行は、総商會の清理処に貸付金の回収を働きかける一方で、公的な司法機關(青島地方審判庁)に対し、担保の差し押さえを要請し、他の債権者に先んじて資金の回収を試みた。

新式銀行のそのような行動に対して、伝統的な商号の他の債権者は当然ながら不満を持ち、担保の差し押さえを停止し、債権の多寡に応じた資金の回収を図るように清理処に要求する。

裁判所・新式銀行と伝統的な商号との間で板挟みになった総商會は、難色を示す裁判所の説得を試み、増興隆の保有する不動産の処理権を取り戻し、その債権を清算した。不動産担保を設定する近代的金融機關である銀行の融資方式に対し、司法機關がその優先権を認める一方で、伝統的な商号の権利を保護する総商會の要求に対しては、司法機關も一定の妥協をせざるを得なかった。

(4) また、総商會は、強制執行力を持たなかったため、紛糾解決の過程においては警察機關に頼らざるを得ない側面もあった。例えば、債務者である増興隆の総経理及び股東の逃亡を防ぐための身柄の確保、及び、増興隆が保有する備品や商品の持ち出しを防ぐための店舗や倉庫の差し押さえ、更には、増興隆が保有する不動産に、再三の退去勧告にも関わらず居座り続けた借主の追い出し等、強制力が必要な作業については、総商會から膠澳商埠警察庁に依頼し、対応している。

(5) この増興隆の倒産に伴う債務整理の事例は、商人・企業による自治組織である総商會が、従来指摘されているように、適切な商事紛糾能力を持たない司法機關に代わって、総商會が帳簿調査を行うことによって商事紛糾の解決を図り、市場秩序の形成の一部を担っていたことを示している。また、経済関連法律や司法体系が整備された時期においても、司法機關は総商會または債務処理 news お商事紛糾解決能力を軽視することはできず、市場秩序の形成において自生的制度が機能していた点、および市場秩序が法律や公権力に依ってのみ形成されるのではなく、経済組織など第三者機關の貢献があって形成されていたことが分かる。

一方で、商事紛糾の解決において、帳簿の調査など商習慣に関する専門的知識が必要な領域では、総商會は公的機關より能力面で優位にあったが、資産の差し押さえなど強制執行力が求められる領域については、総商會も警察機關に頼らざるを得なかった。総商會の商事紛糾解決能力も完全なものではなく、紛糾解決のためには公的機關との協力関係が不可欠であったといえる。

また、同案件の解決にはかなりの時間を要し、事案が発生した1923年から最終的な解決に至るまでに4年間の歳月を必要とした。長期にわたる清算業務の負担により、1925年には10名から構成されていた清理処の代表者2名が辞任を申し出ている(債権者及び総商會によって度々慰留され、その結果、2名ともに留任している)。商事紛糾の解決は、債権者のみではなく、解決を図る総商會や清理処にとっても大きな負担であり、総商會による商事紛糾解決制度も依然として、コストの非常に高い制度であったことが指摘できる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 1件)

1. 濱島敦博「戦後経済史」吉川雅之・倉田徹編、明石書店、『香港を知るための60章』、2016年、100-105

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

取得状況(計 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

濱島 敦博 (HAMASHIMA Atsuhiro)

吉備国際大学・農学部・准教授

研究者番号：

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )